# 液化石油ガス法の基礎シリーズ 一液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革一(第8回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、高圧ガス保安法令及び液化石油ガス法令に関する連載をしています。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革(執筆者:高圧ガス保安協会 山川雅美)」を平成26年10月から連載しているのでこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第8回目となるこの号では、液化石油ガス法の基礎シリーズ—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、「液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等」の内容を紹介します。

#### 液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回 液化石油ガス法の誕生まで(1) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6
- 第2回 液化石油ガス法の誕生まで(2) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.7
- 第3回 液化石油ガス法の誕生まで(3) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.8
- 第4回 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.9
- 第5回 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.10
- 第6回 液化石油ガス法の運用開始は手探りで 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.11
- 第7回 LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.12

Vol.55 No.1 (2018) 57

## 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の 創設等

高圧ガス保安協会

## 山川 雅美

### 1 第3次法律改正の経緯

液化石油ガス法が公布された 1967 (昭和 42) 年に約 1,300 万世帯であった LP ガス消費世帯数 (2人以上の普通世帯数をいう) は,1976 (昭和 51) 年には 1,700 万世帯を超えた。一方, LP ガスの消費者における事故件数は 1967 年に 167 件であったが,1976 年には581 件に達した。事故の発生場所を見ると,一般家屋において,1967 年に 83 件であったものが,1976 年に 336 件になっており,内訳はゴム管の外れ,点火ミス,ガス栓の誤開放など消費者の知識不足や不注意によるものが多かった。

このような状況に対し、通商産業大臣は 1976年8月、高圧ガス及び火薬類保安審議 会(高保審)に「液化石油ガス消費者保安体 制のあり方」を諮問した(高保審からの答申 は1977(昭和52)年8月30日)。

また、通商産業省は1977年6月、非公式ではあるが、立地公害局保安課にこの高保審の提言を実現するための中核組織となる「液化石油ガス保安対策室」を発足させた(同年10月1日正式発足)。

高保審の答申において指摘された主要事項とそれを実現するための法改正の考え方は次の①~③のとおりであり、この方針に基づき、1978(昭和53)年7月3日付け法律第85号をもって第3次改正液化石油ガス法が公布さ

れ,1979(昭和54)年4月1日(液化石油ガス設備士による作業の制限,液化石油ガス設備工事事業者関係規定については1981(昭和56)年8月1日)から施行されたのである。

- ①LP ガス販売(供給) 段階での規制の強化(販売事業者からの委託を受けて消費設備の調査業務を行う保安センターの法的位置付け,「供給設備」の概念の導入,周知の義務付け等)→ 認定調査機関制度の創設,販売事業者に供給設備・特定供給設備の基準維持義務の新設,周知させる義務.勧告.公表制度の創設等
- ②設備設置段階での規制の強化(有資格者制度の創設等)→ 液化石油ガス設備士制度の創設等
- ③ LP ガス器具製造段階での規制の強化 (検定制度の強化,見直し,政令未指定 品目に対する法的規制の強化等)→ 器 具省令の改正検討,第二種液化石油ガス 器具等の制度の創設等

### 2 第3次法律改正の内容

#### (1) 供給設備と消費設備の定義の明確化

液化石油ガス設備の維持に関する販売事業者と一般消費者等との責任関係が液化石油ガスの供給の態様の変化,液化石油ガス設備の多様化及び大型化等の中にあって従来ともすれば不明確となってきたことから,改正法に

**58** 高圧ガス

おいて「供給設備」「消費設備」の定義規定 を置き、供給設備の基準維持義務者は一律に 販売事業者とされた。

なお、消費設備は従来通り、販売事業者の 調査義務で補完しつつ、一般消費者等が維持 管理することとされた。

また、「供給設備」は、改正法で「供給設備とは、液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給のための設備(船舶内のものを除く。)及びその附属設備であって、通商産業省令で定めるものをいう。」とされ、1979年3月31日付け省令第26号(液化石油ガス法施行規則)で次のように定義された。

「供給設備は、貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメーター並びにこれらに準ずる設備(貯蔵設備とガスメーターの間に設けられるものに限る。)並びにこれらを接続する管(以下「供給管」という。)並びにこれらの設備に係る屋根、しゃへい板及び障壁とする。」また、「消費設備」は改正法において次の

「消費設備とは、液化石油ガス販売事業を行うことについて次条第1項の許可を受けた者が一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備(供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。)をいう。

#### (2) 特定供給設備の許可等

ように定義された。

供給設備のうち、一定の貯蔵能力を有する ものを「特定供給設備」として、その設置及 び変更の場合は都道府県知事の許可を要する こと、完成検査(使用前検査)の対象とする こと、特定供給設備を含む供給設備を省令で 定める技術上の基準に適合するように維持し なければならないこととされた。

なお、「特定供給設備」は、改正法で「供

給設備であって通商産業省令で定めるもの」 とされ,1979年3月31日付け省令第26号(液 化石油ガス法施行規則)で次のように定義さ れた。

「貯蔵設備(貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯蔵能力が1トン以上のものに限る。)、気化装置及び調整器(貯蔵設備に近接するものに限る。)並びにこれらに準ずる設備(貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。)並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、しゃへい板及び障壁とする。」(注:この改正時点においては、貯槽の場合は貯蔵能力の数量に関係なく特定供給設備となる。)

# (3) 販売事業者の一般消費者等へ周知させる義務等

消費者事故の件数が大幅に増加した要因の一つに消費者の知識不足、取り扱いミス等があったことに対応するためもあり、販売事業者は、その販売するLPガスを消費する一般消費者等に対し、LPガスによる災害の発生の防止のために必要な事項を周知させなければならないこととされた。

また、周知を怠ったとき等の行政による改善勧告、勧告に従わなかったときのその旨の 公表制度も併せて導入された。

## (4) 消費設備に係る調査業務の委託制度の 導入及び認定調査機関に係る認定制度 の創設

販売事業者は、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費設備が省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならないとされているが、改正法により、認定調査機関に「調査業務」を委

Vol.55 No.1 (2018) 59

託することができることとされた。

これに関連して, 認定調査機関の認定規定が整備された。

従来,いわゆる LP ガス保安センターが当時全国に 500 あり,販売事業者の委託を受けて調査業務を実施していたが,法的な位置付けを迫られていた時期であり,今回の改正でこれら LP ガス保安センターは法的根拠を得たのである。

#### (5) 液化石油ガス設備士制度の創設

従来,液化石油ガス設備の設置又は変更の 工事は,その設備が省令に定められている技 術上の基準に適合されるように工事されれば 原則として誰でも行うことができた。

ただ、貯蔵能力が300kg以上の配管設備の設置又は変更の工事は、一定の知識経験を有する者(配管設備工事監督者)の監督の下でなければ行ってはならないこととされていたが、配管の設備工事の不備及び器具の設置不良に起因する事故が毎年多数発生している現状及びLPガスによる事故の防止を図るためには、LPガス設備の設置段階において十分な能力がある者による設置が行われるべきであるという理由により、従来の設備工事に対する規制を抜本的に強化し、「液化石油ガス設備士」制度が創設された。

すなわち、液化石油ガス設備士でなければ、 液化石油ガス設備工事の作業(省令で定める もの)に従事してはならないこととされた(液 化石油ガス設備士でなければ行ってはならな い作業の明確化)。

これにより、従来の配管設備工事監督者であっても、液化石油ガス設備士の資格を得なければ液化石油ガス設備工事の作業ができないこととなったのである。

なお,これに関連して液化石油ガス設備士 免状,液化石油ガス設備士試験,液化石油ガ ス設備士再講習等の規定が設けられた。

## (6) 液化石油ガス設備工事事業者に対する 規制の強化等

LPガス設備に係る保安を確保する上では、 LPガスの設備工事の事業を行う者に対して も必要最小限の規制を課す必要がある。そこ で、改正法では、省令で定める液化石油ガス 設備工事(特定液化石油ガス設備工事)の事 業を行う者は、氏名、事業所の所在地等の事 項を事業所ごとに管轄の都道府県知事に届け 出なければならないこととされた。

また,工事に関して,所定の特定液化石油 ガス設備工事を行ったときには所定の表示を 施すこと,工事記録と配管図面を保管するこ と,気密試験器具を保有すること等が義務付 けられた。

なお、液化石油ガス設備工事に関して、これは特定液化石油ガス設備工事事業者に限定される義務ではないが、従来規定されていた学校、病院等多数の者が出入りする施設について所定の工事を行ったときの都道府県知事に対する届け出に追加して、多数の者が居住する建築物についての工事も対象とされた。

これは、当時、アパート、マンション等の 集合住宅における事故が続発しており、これ らの事故では事故原因とは無関係の第三者の 被害も多く発生することから、これら集合住 宅における保安の強化を図るためであった。

(7) 第一種液化石油ガス器具等と第二種液 化石油ガス器具等の区分設定と国家検 定制度及び事業登録・型式承認制度の 存続

**60** 高圧ガス

イ. 従来. 液化石油ガス器具等に対しては. 政令指定品目(今回の改正前までは11 品目) に対する検定制度又は事業登録・ 型式承認制度によりその安全性の確保が 図られてきた。しかしながら、政令指定 品目以外の LP ガス器具等については何 らの規制もなかった。また、LP ガス用 の器具等であっても、その用途、消費の 態様、危険度等はさまざまであって、す べて一律に厳しい検定制度等に移行する ことが必ずしも妥当でないこと. 近年に おける液化石油ガス器具等の大型化. 多 様化等の状況に鑑み、規制対象とする LPガス器具等の範囲を拡大する必要性 が生じたことなどの理由から、LP ガス 器具等に係る抜本的な制度の見直しが図 られたのである。すなわち、構造、使用 条件等から特に LP ガスによる災害の発 生の恐れが多いと認められるものが「第 一種液化石油ガス器具等 | として政令指 定され. 国家検定等の従来の制度が存続 された他、これ以外の LP ガス器具等に ついても「第二種液化石油ガス器具等」 として政令指定され、新たに規制が課さ れることとなった。

ロ. 第二種液化石油ガス器具等の製造事業 者又は輸入事業者は,事業開始の日から 30日以内に,氏名,住所,当該液化石 油ガス器具等の種類及び構造等一定事項を通商産業大臣に届け出なければならないこととされた。また、当該器具等を省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならないこととされた。なお、1979年3月27日付け政令第40号により、第二種液化石油ガス器具等として、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース及び液化石油ガス用継手金具付低圧ホース及び液化石油ガス用対震自動ガスしゃ断器(いずれも詳細仕様等は省略)が別表第二に規定された(従来品目は第一種液化石油ガス器具等として別表第一に規定)。

#### ▶こぼれ話

②で述べた1978年7月3日の第3次法改正により,販売事業者,一般消費者等へ周知させる義務等は,翌1979年4月1日から施行されたが,その年(1979年)の事故件数793件をピークとして,翌1980(昭和55)年は761件,そして液化石油ガス設備士制度の運用が始まった1981年は714件となり,以下1986(昭和61)年からの安全器具の普及と相まって1997(平成9)年の68件へと急速に減少して行ったのはご承知のとおりである。

山川雅美 (やまかわ まさみ)

Vol.55 No.1 (2018) 61